１．件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の廃棄業に係る変更許可申請等に関する現地確認

２．日時：令和５年５月１９日（木）　１０時３０分～１６時３０分

３．場所：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

４．出席者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ　放射線規制部門

宮脇安全管理調査官、益子上席放射線安全審査官、石橋放射線審査官、遠藤係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

原子力科学研究所　臨界ホット試験技術部　ホット材料試験課　課長　他７名

バックエンド技術部　次長　他５名

保安管理部　品質保証課　主査

安全・核セキュリティ統括本部　安全管理部　施設保安管理課　技術副主幹

５．要旨

（１）　原子力機構原子力科学研究所よりなされた廃棄業に係る変更許可申請及び許可使用に係る変更許可申請に関する設備等の状況調査を実施した。併せて、今後、申請を予定している放射線施設の変更の内容に関する質疑を実施し、原子力規制庁から主に以下の事項を伝えた。

①廃棄業に係る変更について

・第２廃棄物処理棟に既設の液体廃棄物に係る処理設備に関して、申請上は使用が可能な設備と位置付ける一方でその使用を停止するものとしているが、放射性同位元素等の規制に関する法律においては、使用を停止する設備等に関しては廃止する設備等と位置付けて放射線障害の発生のおそれがないように適切な措置を行うことを求めている。このため、同処理設備に関しては、使用又は廃止のいずれの状態とするのか再確認し、その内容に対応する申請内容とすること。

②許可使用に係る変更について

・ＪＲＲ－３実験利用棟（第２棟）に新設する放射線発生装置により照射して放射化したサンプル等については適切な取扱いをすること。

③今後予定する変更について

・ＮＵＣＥＦに係る変更許可申請に当たっては、変更に係る内容や説明が分かりやすいものとなるようにその作成をお願いする。

（２）　原子力機構から、本日の現地確認を踏まえ、申請内容を再確認し、その結果に基づき対応する旨の回答があった。

６．配付資料

なし